

準備はお済みですか？

# 確定申告

## 所得税・町県民税の申告期間 2月17日(月)～3月16日(月)

この申告は、令和元(平成31)年中の所得を申告するもので、令和元(平成31)年分の所得税、令和2年度の町県民税の課税基礎となりますので、必ず申告してください。

また、期間中は大変混雑しますので、申告相談を利用する方は下記の地区割日程表を参考のうえ、お早めにご来場ください。

なお、「町県民税申告書」は、前年の申告状況等に基づき送付しています。次の内容をよくご確認のうえ、申告してください。

### ○申告相談地区割日程表

とき	地区割
2月18日(火)	大総地区・東陽地区
2月19日(水)	横芝地区(栗山・鳥喰以外)・南条地区
2月20日(木)	横芝地区(栗山・鳥喰)・日吉地区
2月21日(金)	上堺地区・白浜地区
2月25日(火)	大総地区・東陽地区
2月26日(水)	横芝地区(栗山・鳥喰以外)・南条地区
2月27日(木)	横芝地区(栗山・鳥喰)・日吉地区
2月28日(金)	上堺地区・白浜地区

※上記日程で都合の悪い方は、他の日でも相談できます。

#### ■相談会場

文化会館集会室

#### ■相談受付

午前8時～午後4時

#### ■申告相談

午前9時～正午

午後1時～4時

※期間中の土・日曜日、祝休日を除く

### ◎次の申告相談は町では受けられませんので、東金税務署でご相談ください。

- 青色申告
- 土地・建物及び株式等の譲渡所得が含まれる確定申告
- 雑損控除[台風被害による雑損控除(簡易な計算)は除く]
- 消費税・贈与税・相続税

※記入済の申告書は、提出のみ税務課と文化会館で受け付けます。

### 所得税の申告が必要な方

■営業・農業・不動産所得などがある方で、所得金額の合計が所得控除の合計額を超える方

■土地や建物等の不動産、株式等の資産を譲渡した方(申告相談は東金税務署で受けてください)

■給与収入が2千万円を超える方

■給与所得がある方で、給与以外の所得の合計額が20万円を超える方

■給与を2か所以上から受けていて、年末調整をしていない方

■年金収入が4百万円を超える方

■年金に係る雑所得がある方で、年金以外の所得の合計額が20万円を超える方

■勤務先での年末調整から収入と控除額に変更のある方

※給与所得者や年金所得者の方で、医療費控除・住宅借入金等特別控除などを受ける方は、還付申告をしましょう。

※給与所得者や公的年金等

に係る雑所得があり、確定申告の必要がない方が還付申告をする場合は、その他の所得(退職所得を除く)も申告する必要があります。

### 町県民税の申告が必要な方

令和2年1月1日現在、横芝光町に住所があり、次に該当する方は町県民税の申告が必要です。

■営業・農業・不動産所得などがある方で確定申告の必要がない方

■前年中の所得が給与のみで、勤務先から町へ支払報告書(★)が提出されていない方(勤務先で提出の有無をご確認ください)。

■前年中の所得が公的年金等のみで、支払者から町へ支払報告書(★)が提出されていない方

■前年中の所得はないが、町内居住の家族の控除対象扶養親族等になっていない方

★支払報告書：給与や年金等の支払者が前年中の支